

岐阜市農業まつり等運営等業務委託
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨及び概要

「岐阜市農業まつり」は、消費者における安全で安心な農産物に対する意識が高まる中、「地産地消」の推進、6次産業化、農・商・工連携による取り組みが全国的に広まりつつあることから、岐阜市の農林水産業の取り組みを広く市民にPRするとともに、生産者と消費者、農業と地域社会とのふれあいをテーマに開催するものである。

第10回目となる今年度は、ぎふ信長まつりと統合一体化し、「岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～」のイベントの一つとして開催する。

「地産地消」を推進するため、農畜産物の販売や、ぎふ地産地消推進の店（ぎふ～ど）の出店販売のほか、地産地消に関する展示ブースや体験コーナー等を設けて、市民へのPRを行う。

この実施要領は、当該業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとし、応募者には、この実施要領の内容等を踏まえ、企画提案書及び関連書類の提出を求めるものとする。

なお、この実施要領と併せて配布する岐阜市農業まつり等運営等業務委託基本仕様書、その他の関連書類等を一体のものとし、これら全てを併せて、以下「実施要領等」とする。

2 業務内容等

(1) 委託業務名

岐阜市農業まつり等運営等業務委託

(2) 発注者

岐阜市農業まつり実行委員会

(3) 業務の内容

別紙「岐阜市農業まつり等運営等業務委託基本仕様書」のとおり

(4) 予定価格（上限） 4,800,000円

（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

3 参加資格

(1) 参加表明書の提出日において、岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 参加表明書等、関連書類の提出日から契約締結日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を受けていない者。また、資格停止措置を受けたが、既にその停止期間を経過している者。

- (5) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 提案を求める事項

(1) イベント運営企画・広報宣伝等実施業務

開催趣旨を踏まえ、来場者数の増加につながるイベントの企画立案及び効果的な広報宣伝の実施方法につき提案すること。

ぎふベジの認知度を高めるため、ぎふベジイメージガールを起用したイベントを企画すること。

(2) 会場レイアウト及び装飾・演出業務

「岐阜市農業まつり」を最大限に盛り上げることが可能な会場レイアウトの立案及びその装飾・演出方法等につき現実的な提案を行うこと。

また、「岐阜市農業まつり」の会場の一体感を、来場者に感じてもらえる装飾、演出方法等につき提案を行うこと。

(3) テント及び仮設ステージ等会場設営業務

安全かつ迅速な会場内のテント、仮設ステージ等の設営・撤去計画について提案すること。

※テント内に用意する机・椅子・風防の設置・撤去、電源及び照明器具の設置等を含む。

(4) 映像・音響設備等設営及び操作業務

会場全体を一体的に盛り上げていくため、映像・音響設備を駆使した内容の運営展開を提案すること。

(5) 開会式運営業務

「岐阜市農業まつり」開会式を円滑に実施するため、式典運営に係る一切の実施方法、実施体制及び演出方法について提案すること。

(6) 受注実績

過去5年間のイベントの受注実績について、年度別にイベントの名称・内容等をすべて記載すること。

(7) 運営業務

「岐阜市農業まつり」に相応しい会場レイアウト図の作成、イベント等の実施方法に関するタイムテーブル等につき提案すること。

(8) 見積額

上記項目に基づく事業費の内訳を見積書にて明示すること。

(9) その他

上記項目以外にも業務の趣旨に沿った独創的な内容やコスト縮減等といった効果的な実施方法につき提案すること。

5 提出書類

(1) 実施要領等の交付について

下記により実施要領等を交付します。

交付期間 令和4年7月5日（火）から令和4年7月19日（火）まで
（土・日を除く。）

交付時間 午前8時45分から午後5時30分まで

交付場所 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所13階
岐阜市農業まつり実行委員会事務局（岐阜市経済部農林課内）
（岐阜市ホームページ <http://www.city.gifu.lg.jp/>からもダウンロードできますが、本プロポーザルへの参加予定者は、本実施要領の9 事務局まであらかじめご連絡ください。）
郵送での配布は行いません。

(2) 提出書類

- ①参加表明書（別紙様式1）
- ②企画提案書（任意様式。ただし、A4サイズとします。）
- ③経費見積書（任意様式。ただし、A4サイズとします。また、提案する項目ごとに事業費の内訳を必ず記載してください。）

(3) 提出部数

参加表明書 1部
企画提案書 5部
経費見積書 1部

(4) 留意事項

企画提案書は、1事業者につき1提案とします。

(5) 提出期限 令和4年7月19日（火）午後5時30分まで

※本プロポーザル方式による事業者選定については、(2)に掲げる書類の提出をもって参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を上記期限までに持参してください。

(6) 提出先

岐阜市司町40番地1 岐阜市役所13階
岐阜市農業まつり実行委員会事務局（岐阜市経済部農林課内）

(7) 提出方法

書類等を上記提出先まで持参してください。（郵送、電子メールでの提出は受理できませんので注意してください。）

6 審査方法及び結果の通知方法

(1) 審査方法

最優秀者（契約候補者）の選定は、岐阜市農業まつり実行委員会が設置した、岐阜市農業まつり等運営等業務委託事業者審査委員会において、企画提案内容、受注実績、見積金額等を総合的に評価して行います。

なお、提案内容に係るプレゼンテーションを希望される場合は、審査委員会の開催日（令和4年7月26日予定）に行うこととします。

時間・場所等は、後日ご連絡します。

(審査項目・審査基準及び配点表)

審査項目	審査基準	配点
①イベント運営企画・広報宣伝等実施業務	開催趣旨を理解し、来場促進につながる催し内容となっており、地産地消に関する展示ブースや体験コーナー等の設置が計画されているか。また、効果的な広報宣伝計画が練られているか。	20
②会場レイアウト及び装飾・演出業務	農業まつりに相応しい雰囲気づくり、演出等の配慮がなされているか。	15
③テント及び仮設ステージ等会場設営業務	安全かつ効率的な会場設営・撤去計画が練られているか。	10
④映像・音響設備等設営及び操作業務	イベント会場全体の一体感が感じられるような工夫がなされているか。	10
⑤開会式運営業務	式典の実施・運営体制は万全か。演出方法に工夫が見受けられるか。	5
⑥受注実績	受注イベントの件数及び規模。	10
⑦運営業務	イベント全体の運営管理、体制に問題はないか。	15
⑧価格点		10
⑨総合評価	独創的な提案となっているか。	5

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して、令和4年7月28日(木)頃に通知します。

ただし、各審査項目の点数等は公開しません。

また、結果に対する異議は一切受け付けません。

7 質問の受付及び回答の方法に関する事項

質問は、次に定める方法で受け付けます。

(1) 方法

必ず電子メールで提出してください。

電子メールアドレス e-mail nourin@city.gifu.gifu.jp

(2) 提出期限

令和4年7月12日(火) 午後5時30分まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、7月14日(木)までに、質問者名を伏せた形で、岐阜市ホームページ (<http://www.city.gifu.lg.jp/>) で公表します。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てないと判断した場合には回答しないことがあります。

なお、質問に対する回答は実施要領等の追加または修正とみなします。

8 スケジュール

実施要領等の交付	令和4年7月 5日 (火)
質問等の提出期限	令和4年7月12日 (火)
質問の回答日	令和4年7月14日 (木)
企画案提出期限	令和4年7月19日 (火)
審査委員会開催日 (プレゼンテーション)	令和4年7月26日 (火) (予定)
審査結果の通知	令和4年7月28日 (木) (予定)

※日程については、事務局の都合により変更する場合があります。

9 事務局

岐阜市農業まつり実行委員会事務局 (岐阜市経済部農林課内)

担当：近藤、出口

電話番号 058-214-2079

e-mail nourin@city.gifu.gifu.jp

10 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。
 - ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
 - ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ③本募集要領に違反すると認められる場合。
 - ④その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (2) 企画提案に関する費用は、すべて各提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 選定した契約候補者と事務局とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と事務局との協議により最終的に決定しますので、変更する場合があります。

なお、選定した契約候補者と事務局との間で行う詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果においてその総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。
- (5) 採用された提案内容に係る著作権等の権利については、岐阜市農業まつり実行委員会に帰属するものとします。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。
- (7) 受注者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (8) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものは除く。)